



G M 条 例 施 行 後 の 道 の 取 組 に つ い て

北 海 道 農 政 部
平 成 2 6 年 1 0 月

GM条例施行後の道の主な取組

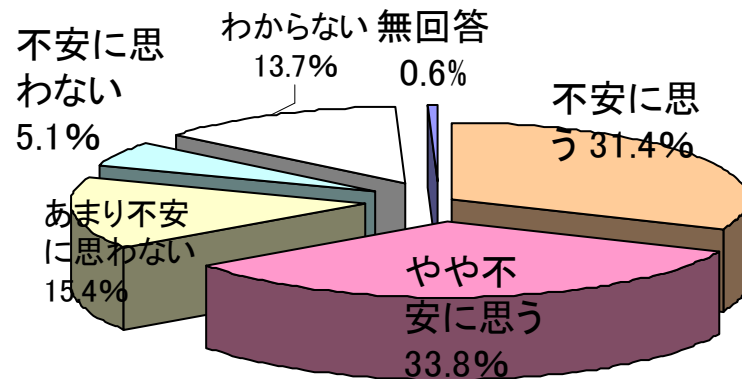
- ◇ 交雑等防止検討調査事業により、交雑に関する**科学的な知見を蓄積**
(GM部会や安全・安心委員会で試験設計及び成績を検討 H18～20年度)
- ◇ 毎年度、GM作物の**栽培計画調査を実施**
- ◇ GM作物の栽培に関する「コンセンサス会議」(H18.11～19.2)の開催など
リスクコミュニケーションの実施
- ◇ 国に対して、GM食品の安全性評価に関する信頼性の確保や**表示制度等の拡充などを要望**
- ◇ 道民意識の把握(道民意識調査の実施)
- ◇ 条例等の施行状況について**点検・検証を実施**(H20年度、H23年度)
 - H20年度の点検・検証では、GM条例、交雑防止措置基準ともに変更しないこととしたが、北海道食の安全・安心委員会から「遺伝子組換え食品・作物をめぐる情勢の変化を踏まえ、3年後を目途にGM条例や交雑防止措置基準について検討を行うこと」という提言がなされたことから、H23年度に道民の皆様から幅広くご意見を募集するとともに、北海道食の安全・安心委員会でのご審議をいただき、2回目となる点検・検証を実施した。
 - その結果、GM条例、交雑防止措置基準ともに変更しないこととした(H24年3月)。

これまでのGM条例及び交雑防止措置基準の 点検・検証の結果

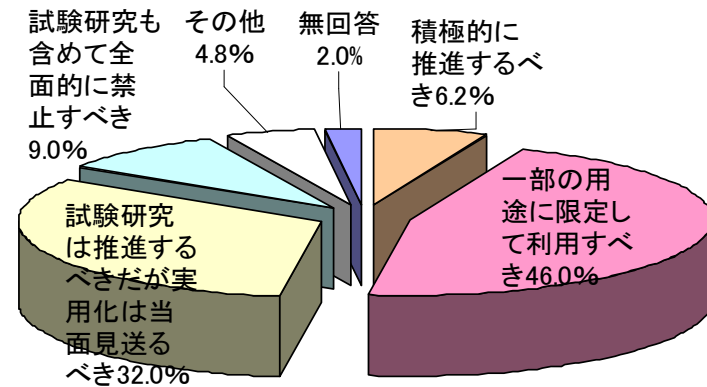
点検年度	平成20年度	平成23年度
点検・検証結果	<p>1 GM条例について 検討結果を踏まえると、引き続き遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止する必要がある。このため、遺伝子組換え作物の栽培等を厳重な管理体制の下で行うためのルールを定めた「<u>遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例</u>」の見直しは行わない。</p> <p>2 交雑防止措置基準について 現行の交雑・混入防止措置基準は妥当であり、現時点では見直しの必要はない [考え方] ①3年間の試験結果において、現行の隔離距離基準で交雑が認められたケースはあったものの、交雑率は極めて低いレベル（遺伝子レベルで検出限界以下）であった ②これ以上の距離の延長等によっても、交雑の可能性をゼロにすることは困難である ③現行の基準は、他府県等に比べても厳しい基準である ④栽培者及び道によるモニタリング調査の実施により、交雑の有無を確認し、適切な措置を講ずることが可能である</p>	<p>1 GM条例について [取扱い] <u>GM条例は、現時点では見直しは行わない</u> [理由] 「道民意識調査」等の結果を踏まえると、引き続き、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することにより、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入を防止し、生産上及び流通上の混乱を防止することが必要であると判断されるため</p> <p>2 交雑防止措置基準について [取扱い] <u>交雑防止措置基準は、現時点では見直しは行わない。</u> [理由] 現行の交雑防止措置基準について、見直しの検討を要する新たな知見や技術は見られず、また、「道民意識調査」等の結果を踏まえると、現時点で本基準は妥当と判断されるため</p>
委員会からの提言	<p>①遺伝子組換え食品・作物等に対する理解が深まるよう、幅広い参加者によるリスクコミュニケーションなどの取組を充実すること。</p> <p>②遺伝子組換え食品等に関する現行表示制度の改善や遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給を国に対して強く求めること。</p> <p>③遺伝子組換え食品・作物等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、3年後を目途に条例や交雑等防止措置基準等についての検討を行うこと。</p>	<p>①遺伝子組換え食品等に関する情報提供やリスクコミュニケーションに取り組むこと。</p> <p>②遺伝子組換え食品等に関する表示制度の充実や、遺伝子組換え種子を含まない種子の安定供給態勢の確立を国に対して求めること。</p> <p>③遺伝子組換え食品等をめぐる情勢の変化等を踏まえ、GM条例や交雑防止措置基準等について必要な対応を行うこと。</p>

道民意識調査の結果 (H23)

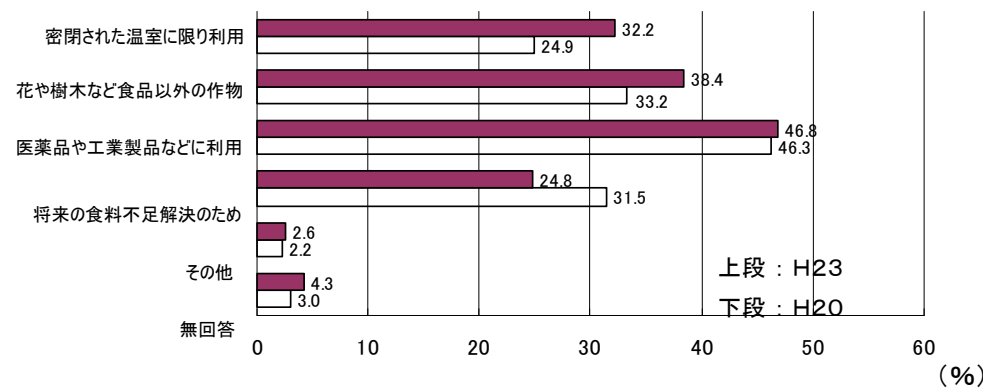
Q 遺伝子組換え食品の安全性について、どのようにお考えですか



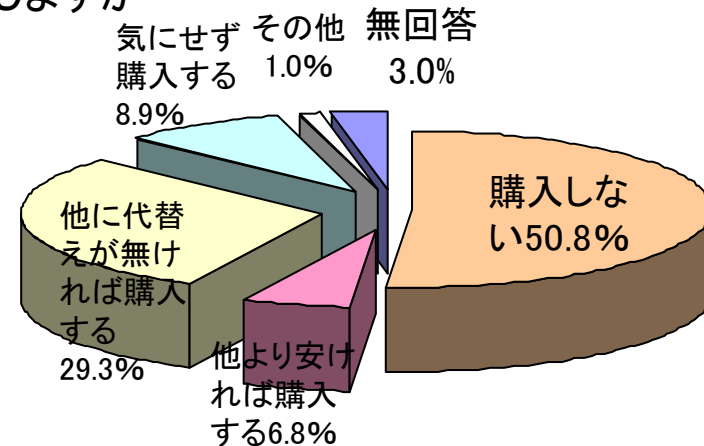
Q 遺伝子組換え技術の試験研究について、どのようにお考えですか。



Q 遺伝子組換え技術について、どのような条件なら利用してもよいとお考えですか (複数回答)



Q 購入しようとした農作物及び加工食品に「遺伝子組換え」と表示されている場合、どうしますか



前回の点検・検証以降の道の取組状況

1 条例に基づく栽培許可申請及び届出

条例制定後、GM作物の開放系での栽培許可申請及び届出はない。

2 遺伝子組換え作物に関するリスクコミュニケーション等の開催状況

(平成23年度以降開催分)

年 度	日 時	場 所	名 称	参加者数	連携団体
平成23年度	10月18日(14:00～16:00)	旭川市(上川総合振興局)	「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」等に関する意見交換会	生産者、 食品加工業者、 消費者等 43名	
	10月21日(14:00～16:00)	帯広市(とがち館)			
	11月8日～11月22日	札幌市内			
平成24年度	9月8日(13:30～16:30)	札幌市(道庁別館)	遺伝子組換え作物・食品に関するシンポジウム	消費者等 44名	
平成25年度	10月31日(14:00～16:00)	札幌市(道庁本庁舎)	食品安全委員会in北海道 オピニオンリーダーとの意見交換会 ～遺伝子組換え食品～	GM部会委員、 生産者・食品産 業・消費者団体 12名	内閣府 食品安全 委員会
	1月23日(14:00～16:30)	札幌市(道庁赤れんが庁舎)	食品安全委員会in北海道 地域の指導者を対象としたフォーラム ～遺伝子組換え食品を知ろう～	消費者団体等 35名	内閣府 食品安全 委員会

3 遺伝子組換え作物に関する国の農業施策に関する道の要請について (平成23年度以降要請分)

年度	日程	要請先	内 容
平成23年度	7月19日～20日	農林水産省 ほか	○遺伝子組換え作物等に関する適切な施策の推進
平成24年度	7月25日～26日	農林水産省 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの充実等遺伝子組換えの作物等に関する正確な情報を国民へ積極的に提供すること ・遺伝子組換え食品等の流通に関する制度や安全性確保の取組の充実を図ること
平成25年度	8月 1日～ 2日	農林水産省 ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入を防止するための厳格なルールを設定すること。